

**広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務に係る
公募型プロポーザル説明書**

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務
- (2) 業務内容
「広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務 基本仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年2月28日まで

2 事業費

本業務に係る費用は237,695,700円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 契約担当課

広島市企画総務局総務課（本庁舎9階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL 082-504-2033 FAX 082-504-2069
電子メール soumu@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- ・ 公示日（提案書の受付開始） 令和7年3月27日（木）
- ・ 質問受付期限 令和7年4月 9日（水）
- ・ 応募資格確認申請書提出期限 令和7年4月10日（木）
- ・ 提案書提出期限 令和7年4月17日（木）
- ・ プレゼンテーション 令和7年4月28日（月）（予定）
- ・ 審査結果通知 令和7年4月下旬

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。ただし、共同企業体の場合は、(1)、(3)及び(4)については全ての構成員が、(2)及び(6)については代表者が、(5)については構成員の1者以上が要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供」の「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピューター関連）」又は「30-15 その他」に登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公示日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (5) 政令市又は中核市において、特別定額給付金支給業務※又は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金若しくは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金支給業務（個人を対象とした給付金支給業務に限る。）の契約を受託し、適正な履行実績を有すること。

※ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の一環として実施したもの。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の承認するプライバシーマーク及びISO/IEC27001を取得していること。

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

ア 応募資格確認申請書（様式1）（単独用又は共同企業体用） 1部

イ 5の応募資格(3)に該当していることが確認できる書類 各1部

① 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書（発行年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 本市に納税義務がない場合は申立書を提出すること。

② 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署が発行する書面の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（発行年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。電子納税証明書（PDF形式）を印刷したものも可とするが、併せて税務署から発行されたPDF形式の電子データを提出すること。なお、電子納税証明書（XML形式）は不可）

※ 両証明書とも、共同企業体の場合は、構成員毎のものを提出すること。

ウ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式2）（単独用又は共同企業体用） 1部

エ 政令市又は中核市において、特別定額給付金支給業務又は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金若しくは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金支給業務（個人を対象とした給付金支給業務に限る。）の契約を受託し、適正な履行実績を有することが分かる書類（契約書（仕様書を含む）の写し） 1部

※ 共同企業体の場合は、構成員のうち1者分で可。

オ 経営状況を示す資料（損益計算書、貸借対照表、株式資本等変動計算書）（過去2か年分） 1部

※ 共同企業体の場合は、構成員毎のものを提出すること。

カ 企業概要が分かる資料（パンフレット等） 1部

※ 共同企業体の場合は、構成員毎のものを提出すること。

キ 共同企業体結成届等（様式3-1、3-2、3-3） 1部

共同企業体で応募資格確認申請書を提出する場合に限る。応募資格確認申請書の提出時において協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までに協定を締結し、共同企業体締結届等を添付すること。協定が締結されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けない。

ク 委任状（様式4） 1部

「委任状」は、代表者でない者が、当該プロポーザルにおいて代理人としてプロポーザルに参加する場合に限る。

(2) 提出期間

公示日から令和7年4月10日（木）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

3の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵便の場合は配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理・審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

7 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目

様式5のとおり

(2) 提案書の提出部数等

ア 正本1部、副本12部を提出すること。

イ 提案書の表紙（様式6）には、提案者名（企業名、代表者）等を記載すること。（ただし、提案者名等の記載は正本のみとし、副本の表紙（様式7）には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）

ウ 提案書の主文には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。

エ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。

オ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

カ 提案書の再提出は、提出期限までに限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

キ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式8）を提出すること。

ク 提出された書類は、返却しない。

ケ 発注者が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和7年4月17日（木）午後5時15分まで

イ 提出場所 3の契約担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵便の場合は配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 費用見積額（税込）の提出

内訳を記載した費用見積額（税込）を上記7の提案書と併せて3の契約担当課に提出すること（任意様式（月毎の費用見積額は不要））。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年4月9日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午

後 5 時 1 5 分まで

イ 受付場所 3 の契約担当課

ウ 受付方法 質問書（様式 9）に記入の上、電子メール又は FAX で提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き 3 日以内に質問者に直接回答し、3 の契約担当課において、令和 7 年 4 月 1 7 日（木）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

10 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーションを実施する。

イ 審査委員会において、応募者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、審査委員会の求める最低限の基準（60 点）に達していないと判断された場合においては、その提案は無効とする。

ウ 最高得点者が 2 者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

11 審査実施日及び審査結果

(1) 審査概要

- ・ プレゼンテーションの実施日は、令和 7 年 4 月 2 8 日（月）を予定している。詳細は応募者に別途通知する。
- ・ プレゼンテーション参加者による提案内容の説明は 20 分、質疑応答は 10 分として実施することを予定している。
- ・ プレゼンテーションの出席者は責任者を含む 3 名以内とする。なお、説明は全て提出済みの企画提案書に基づき行い、追加資料の提出及び機材（プロジェクター等）の使用はできない。
- ・ プレゼンテーションの出席者（責任者以外の 2 名以内）の中に、再委託を予定している事業者を含めてもよいこととする。ただし、再委託を予定している事業者がプレゼンテーションに出席する場合は、出席する事業者の会社名、所在地、役割及び理由をプレゼンテーション前に届け出ること。
- ・ プレゼンテーションの審査結果は、プレゼンテーション参加者に対して審査終了後、書面にて通知する。なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(2) 審査結果の公表

受託候補者の特定後、審査結果を広島市ホームページにおいて公表する。

(3) 審査結果の説明

応募者からの受託候補者の特定結果に関する質問等については、書面により受け付ける。ただし、その受付は審査結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

12 契約

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約とする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、3の契約担当課に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの事業者向け情報＞入札・契約情報＞入札発注情報＞プロポーザル・コンペの案件情報＞令和7年度 プロポーザル・コンペ案件＞【公募型プロポーザル】広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務からダウンロードすることができる。）を、3の契約担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の①から③までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

- ① 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。
- ② 広島市税について滞納がないこと。
- ③ 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの事業者向け情報＞入札・契約情報＞入札発注情報＞プロポーザル・コンペの案件情報＞令和7年度 プロポーザル・コンペ案件＞【公募型プロポーザル】広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務からダウンロードすることができる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、広島市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、広島市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、3の契約担当課に申請すること。

13 その他

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案書等の作成、その他本プロポーザルの応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、

間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止の措置を行うことがある。

- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 「広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務 基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式5を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。